

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																			
		1. 就学援助制度の周知方法																																			
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものを全てに○)											(3) 就学援助（要保護・非要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・非要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)					(8) (7) のカの内容						
都道府県	市区町村名	ア、教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ、自治体の広報誌等に制度掲載	ウ、就学案内の冊子に就学援助制度の掲載とともに配布	エ、就学時健康診断の際に就学案内の冊子に就学援助制度の掲載	オ、学校説明会や入学説明会で就学援助制度の冊子を配布	カ、入学時健康診断の際に就学援助制度の冊子を配布	キ、毎年夏休みの間に就学援助制度の冊子を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	コ、その他	その	(2) (1) のコの内容	ア、申請締切を説明する中、申請締め切りを知らせるため、各切当から援助	イ、申請締め切りを知らせるため、各切当から援助	ウ、申請締め切りを知らせるため、各切当から援助	エ、各学期申請締め切りを知らせるため、各切当から援助	オ、その他	その	(4) (3) のオの内容・補足事項	ア、申請を希望する者が学校に提出	イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校に提出	エ、申請の希望者が学校に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	キ、就学援助システムを使用	ク、その他	(6) (5) のクの内容	ア、目次やイラストなど、分かりやすい文面での使用	イ、漢字にはフリガナを付ける		ウ、援助対象となる年間の援助額の目安を記載	エ、各年度の援助額や年間の援助額の記載	オ、外国語の申請書を作成	カ、その他	その	(8) (7) のカの内容
18	18	14	8	9	6	16	11	16	3	0	5	5	0	0	18	0	0	0	0	11	2	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	11	2	2	2	
香川県	高松市	○	○	○	○	○	○	○							○						○								○			○					
香川県	丸亀市	○				○	○	○	○						○						○		○									○	○				
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○		○		懇談会や保護者面談時に個別に周知			○							○										○					
香川県	善通寺市	○		○				○	○		○	児童扶養手当等の担当課で認定等の手続きの際に、就学援助制度についての周知をおこなっている。			○						○								○			○					
香川県	観音寺市	○	○			○	○	○	○						○								○										○	市のウェブサイト・広報誌への掲載や、学校を通じた案内文書の配布、入学説明会や就学時健康診断の機会にも案内文書を配布するなど、積極的に周知を行っている。			
香川県	さぬき市	○	○			○	○	○	○						○								○										○	認定要件の記載			
香川県	東かがわ市	○					○			○		1学期の懇談会の時に配布、児童扶養手当の申請の際に配布などしている			○						○											○					
香川県	三豊市	○		○			○	○	○						○								○														
香川県	土庄町	○	○	○			○		○						○						○											○					
香川県	小豆島町	○	○				○		○						○								○									○					
香川県	三木町	○					○		○						○						○											○	○				
香川県	直島町							○		○		毎年度の入学前にこども園を通じて就学援助制度の冊子を配布			○						○								○								
香川県	宇多津町	○		○	○	○	○	○	○						○							○										○					

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																																														
		令和7年7月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																																														
		<小学校>（1）実施・検討状況について							<小学校>（2）（1）の力の内容							<小学校>（3）（1）でアと回答した場合に入学期前支給を導出した時期（予定） （あてはまるもの1つに○）							<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回答している場合は最初の時期）							<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の子に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）							<小学校>（6）（5）のこの内容							<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期							<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）							<小学校>（9）（8）の工及びオの内容						
		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っているが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っているが、現在検討していない	エ、そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、教育委員会のウェブサイトに案内掲載	イ、自治体の広域広域に案内掲載	ウ、就学時健康診断の際に案内配布	エ、就学時健康診断の際に案内配布	オ、学校の入学前説明会の際に案内配布	カ、市内の幼稚園や保育園で案内配布	キ、市内の小中学校で在籍生及び保護者に対して案内配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク、民生委員やソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ、その他	ア、予算の確保が困難だから	イ、現期改正などの内訳手続に時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合は対応など、事務負担が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他	ア、入学前支給を行っている																												
18	18	17	0	0	0	0	1	1	17	0	0	0	0	0	0	0	4	13	0	10	7	5	6	12	2	3	0	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0																										
香川県	高松市	○							○									○		○			○																																									
香川県	丸亀市	○							○									○		○			○																																									
香川県	坂出市	○							○									○			○	○	○																																									
香川県	善通寺市	○							○									○		○		○					○																																					
香川県	観音寺市	○							○									○		○		○	○			○																																						
香川県	さぬき市	○							○								○		○		○		○	○																																								
香川県	東かがわ市	○							○									○		○			○					○		○	小学校入学予定の弟、妹がいる受給者に案内																																	
香川県	三豊市	○							○									○		○		○		○		○																																						
香川県	土庄町	○							○									○		○	○	○		○		○																																						
香川県	小豆島町	○							○								○							○																																								
香川県	三木町	○							○									○		○				○																																								
香川県	直島町	○							○									○						○																																								
香川県	宇多津町	○							○									○				○	○				○		○	就学時健康診断の際に案内を配布すると同時に担当者より説明をしている。	①10月の就学時健康診断②1月20日（令和6年度）																																	

[illegible]

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率			
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○) ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止 イ、市区町村住民税の非課税 ウ、市区町村住民税の減免 エ、国民年金保険料の免除 オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予 カ、児童扶養手当の支給 キ、保護者が職業安定所登録し雇労働者 ク、PTA会費、学校納付金の減免が行われている者 ケ、個人の事業税の減免 コ、固定資産税の減免 サ、学校の納付金の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの シ、経済的な理由による欠席日数が多い者 ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者 セ、生活福祉資金による貸付け ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。) タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるもの) (例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。) チ、特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。) ツ、市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等) (係数および目安額を(5)に記入してください。) テ、離職や病気等によって家計が急変した者 ト、その他 その (2) (1)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率) (3) (1)でツに○をした場合、市区町村住民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率) (4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容 (5) 補足事項 令和6年度																										
18	18	18	18	14	17	14	18	2	3	7	9	6	2	6	7	3	2	12	0	1	8	16	0	8	0	18
香川県	高松市	○	○		○		○									○						1				0
香川県	丸亀市	○	○		○		○											○					1			0
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○	○									○					1			0
香川県	善通寺市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○				○					1			0
香川県	観音寺市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			○	1			教育委員会が特に支給を必要と認めた者。	0
香川県	さぬき市	○	○		○		○										○						1			0
香川県	東かがわ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	1			教育委員会が特に認定が必要と認めた者	0
香川県	三豊市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○	1				教育委員会が特に支給を必要と認める者	0
香川県	土庄町	○	○	○	○	○	○				○	○		○				○			○	1			教育委員会が特に援助を必要と認める状態にあるもの	0
香川県	小豆島町	○	○	○	○	○	○					○														0
香川県	三木町	○	○	○	○	○	○								○			○				1				0
香川県	直島町	○	○	○	○	○	○													○					その他教育委員会が特に必要と認める場合	0
香川県	宇多津町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○				1				0

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																							(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛け る係数(倍 率)	(3) (1)で ツ に○をし た場合、市 町村民税課 税最低限度 額に掛け る係数(倍 率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保 料の免除	オ、国民 健康保 険料の減 免または 徴収の停 止	カ、児童 扶養手 当の支給	キ、保護 者が職業 安定所登 録し雇 労働者	ク、PTA 会費、学 級費等の 学校納付 金の減免 が行われ ている者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 滞りによ る欠席日 数が多い 者	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が 多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状況が悪 いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 自動的に 変更され るもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍等) (係数(倍 率)を(4) に記入し てくださ い。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 一定の係 数で乗じ たもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍等) (係数(倍 率)を(4) に記入し てくださ い。)	チ、特別 支援教育 就学奨助 費の必要 額を一定 の係数で 乗じたも の(例：課 税最低限 度の1.0 倍、1.5 倍等)(係 数(倍率) を(4)に 記入して ください 。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 乗じたも の(例：課 税最低限 度の1.0 倍、1.5 倍等)(係 数(倍率) を(4)に 記入して ください 。)	テ、養育 費の理由 によって 家計が急 変した者	ト、その 他	係数(倍 率)	係数(倍 率)						
																				倍	倍						
18	18	18	18	14	17	14	18	2	3	7	9	6	2	6	7	3	2	12	0	1	8	16	0	8	0	18	
香川県	綾川町	○	○		○		○											○			○	1		教育委員会が特に支給を必要と認めた者		0	
香川県	琴平町	○	○	○		○	○					○		○		○						1				0	
香川県	多度津町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○					○	1		教育委員会が特に必要と認めたもの。		0	
香川県	まんのう町	○	○	○	○	○	○											○				1				0	
香川県		○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				○	1		教育委員会が特に支給を必要とする者。		0	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
18	18	2
香川県	高松市	
香川県	丸亀市	
香川県	坂出市	無し
香川県	善通寺市	
香川県	観音寺市	
香川県	さぬき市	
香川県	東かがわ市	
香川県	三豊市	
香川県	土庄町	
香川県	小豆島町	
香川県	三木町	
香川県	直島町	
香川県	宇多津町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
18	18	2
香川県	綾川町	
香川県	琴平町	令和7年度より就学援助制度に卒業アムパン代を追加しました。
香川県	多度津町	
香川県	まんのう町	
香川県		